

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員給与規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略) (教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当を除いた全額とする。</p> <p>(中 略) (給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (略) 2～4 } 5 特別報奨金の支給日は、別に定める。</p> <p>(中 略) (看護職員調整手当) 第33条の10 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、<u>看護職員調整手当及び研究代表者等特別手当</u>を除いた全額とする。</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (同 左) 2～4 } 5 <u>特別報奨金及び研究代表者等特別手当</u>の支給日は、別に定める。</p> <p>(看護職員調整手当) 第33条の10 (同 左) <u>(研究代表者等特別手当)</u> 第33条の11 <u>競争的研究費の直接経費等の外部資金から研究代表者又は研究分担者の人件費を支出した教員には、研究代表者等特別手当を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>研究代表者等特別手当の支給される教職員の範囲、支給額その他研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員研究代表者等特別手当支給細則に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第16号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>

国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程  
(平成27年達示第56号)

(前 略)  
(諸手当)

第7条 諸手当は、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当とする。

2 前項に定める諸手当の支給される年俸制教員の範囲その他諸手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第12条、第18条、第20条、第23条から第27条まで、第33条の2、第33条の3及び第33条の5から第33条の9までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)  
(後 略)

国立大学法人京都大学支援職員就業規則  
(令和4年達示第3号)

(前 略)  
(他の規則の準用)

第20条 (略)

2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当」とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含

(諸手当)

第7条 諸手当は、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び研究代表者等特別手当とする。

2 前項に定める諸手当の支給される年俸制教員の範囲その他諸手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第12条、第18条、第20条、第23条から第27条まで、第33条の2、第33条の3、第33条の5から第33条の9まで及び第33条の11の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (同 左)

附 則 (令和6年達示第16号)  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(他の規則の準用)

第20条 (同 左)

2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当及び研究代表者等特別手当」とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22

む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の月額の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当、看護職員調整手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、同規程第39条第2項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、看護職員調整手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、それぞれ読み替える。

(後 略)

条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当、研究代表者等特別手当、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の月額の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当、看護職員調整手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、同規程第39条第2項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、看護職員調整手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、それぞれ読み替える。

附 則 (令和6年達示第16号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。